

# 静岡市土地開発公社定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「法」という。)に基づき、土地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、静岡市土地開発公社(以下「公社」という。)という。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、静岡市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を静岡市葵区追手町5番1号に置く。

## 第2章 役員及び職員

(役員)

第5条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人(理事長、副理事長、常務理事各1人を含む。)
- (2) 監事 2人

(役員職務及び権限)

第6条 理事は、公社の業務を掌理する。

- 2 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、常務を処理し、理事長、副理事長ともに事故があるときはその職務を代理する。
- 5 監事は、法第16条第8項各号に掲げる職務を行う。

(役員任命)

第7条 理事及び監事は、静岡市長(以下「市長」という。)が任命する。

- 2 理事長は、理事のうちから市長が指名する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事のうちから理事長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第9条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の任免)

第10条 会社に職員を置き、職員は、理事長が任免する。

(兼職の禁止)

第11条 常任の役員及び職員は、任命権者の承認を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

### 第3章 理事会

(設置及び構成)

第12条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事定数の4分の1以上の者若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第14条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めのあるものを除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。

(1) 定款を変更すること。

(2) 業務方法書を制定し、又は改正すること。

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画を定め、又は変更すること。

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を認定すること。

(5) 規程を制定し、又は改正し、若しくは廃止すること。

(6) 規程により理事会の権限とされた事項

(7) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

### 第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第16条 会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理および処分を行うこと。
- イ 法第4条第1項又は法第5条第1項に規定する土地
  - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
  - ハ 公営企業の用に供する土地
  - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
  - ホ 観光施設事業の用に供する土地。
  - ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
  - ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
  - チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
- (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第17条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第5章 資産及び会計

（資産）

第18条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、2,000万円とする。

（事業年度）

第19条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算）

第20条 公社は、法第18条第2項の規定により、予算等の承認を受けるにあたっては、これらに関する説明書を添えなければならない。

（予算の弾力運用）

第21条 理事長は、第15条第1項第3号の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、市長の承認を得て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合におい

ては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

(決算)

第 22 条 公社は、法第 18 条第 3 項の規定により、財産目録等を提出するときは、決算に関する説明書を添えなければならない。

## 第 6 章 雑則

(公告の方法)

第 23 条 公社の公告は、静岡市の掲示場に掲示して行う。

(解散)

第 24 条 公社は、解散しようとするときは、あらかじめ理事会において出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 公社が解散した場合における残余財産は、静岡市に帰属する。

(規程への委任)

第 25 条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、昭和 49 年 3 月 31 日までとする。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第 19 条の規定にかかわらず、公社の成立の日から昭和 49 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (昭和 49 年 4 月 1 日)

この定款の一部変更は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 28 日)

この定款の一部変更は、理事会の議決の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 4 月 1 日)

この定款の一部変更は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 23 日)

この定款の一部変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第 6 条第 5

項の改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。